

令和2年5月8日

保護者の皆さまへ

ほうこく保育園

## 「特別保育」継続のご協力をお願い

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

当園では、姫路市からの要請を受けて4月17日から、特別な事情がある場合に限り保育の受入れを行う「特別保育」に移行し、皆さまのご協力を得て、感染拡大の防止を図ってまいりました。

しかしながら、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、改めて兵庫県の対処方針が示されたこと等を踏まえ「特別保育の実施期間についても、5月31日まで延長することとしました。

保護者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、引き続き「特別保育」の実施についてご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### ■ 特別保育の実施について

原則として家庭での保育を強く要請するとともに、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ないご事情がある場合（※）に限り、申し出により保育を行います。該当される方は5月12日（火）までに申出書の提出をお願いします。難しい方は電話にてご連絡下さい。

※ 所定の申出書を園にご提出ください。5月16日までの期間の申出書をすでにご提出いただいている方は、18日以降の利用申出について、ご提出をお願いいたします。

申出書は市のホームページからもダウンロードいただけます。⇒ **姫路市 特別保育** で検索

※ 特別保育の実施期間等については、国や兵庫県の方針を受けて見直す場合があります。

※ 特別保育期間中に登園自粛された場合、2号認定児の給食費、3号認定児の保育料（給食費含む）は、日割り計算等で減額します。詳細は個別にお伝えします。

（※）特別保育は、以下の場合を対象とします。

- ① 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- ② 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
- ③ その他、真にやむを得ない事情がある場合

（例えば、上記①②には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で、家庭での保育がどうしても困難な場合など）

①②の具体的な対象は、兵庫県の緊急事態措置（休業要請）の内容に準拠しています。詳しくは、兵庫県の下記ホームページでご確認ください。

「兵庫県内への事業者の皆様への新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等のお願い」



#### お電話での子育て相談を実施しています！

姫路市では、0歳から就学前までのお子様の子育て相談窓口を開設しています。

子育て情報相談室 079-223-5640

月～金（祝日除く）9：00～17：00

家庭保育等の不安や疑問などお気軽にご相談ください。

